



令和5年8月10日

島根労働局長
宮口 真二 殿

島根地方最低賃金審議会
会長 藤本 晴久



島根県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月6日付け島労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので、島根地方最低賃金審議会付帯決議を付して答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の島根県最低賃金（時間額824円）は令和3年度の島根県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

島根県最低賃金

- 1 適用する地域
島根県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 904円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

島根地方最低賃金審議会附帯決議

1. 社会保険料負担を「企業規模に応じた累進性」に変更の上、中小零細企業の負担を軽減すること。
2. 2024年度以降の中央最低賃金審議会の目安審議にあたり、統計データに基づき判断するだけでなく、地方及び現場の声も反映させること。また、根拠データを明示の上、3要素のうち賃金支払い能力についても十分に検討し、答申の際には言及すること。
3. 生産性向上の支援については、可能な限り各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金をはじめとした各種助成金等支援策を拡充し、活用しやすいものとする。
4. いまだに最低賃金制度を不知な事業主が散見されるので、最低賃金制度の周知徹底を国レベルで図ること。

島根県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 824円
- (3) 発 効 日 令和3年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額
（90,570円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$$824 \text{円 (島根県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 116,860 \text{円}$$